

交付対象水田の見直しについて

令和4年度以降5年間(令和4年度～令和8年度)に**一度も水張りが行われない農地**は、**令和9年度以降水田活用の直接支払交付金の交付対象外**となる方針です。

水田活用の直接支払交付金については、畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促す一方、水田機能を維持しながら、麦・大豆等の畑作物を生産する農地については、水稲とのブロックローテーションを促す観点から5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年度以降交付の対象としない方針となりました。

交付対象水田の見直し内容（5年水張りルールの具体化）

- 令和4年度～令和8年度までの5年間に、一度も水張りが行われていない農地は令和9年度から水田活用の直接支払交付金の交付対象とはなりません。
また、令和9年度以降も5年間に一度の水張りが求められ、一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻ることはありません。

ただし、以下に該当する農地は、5年間に一度も水張りが行われていない場合であっても交付対象水田から除外しません。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

- 水張りは水稲作付をすることを基本とします。

ただし、以下の①かつ②に該当する場合は水稲作付をしなくても水張りを行ったとみなします。

- ① 水張り（水稲作付と同程度の湛水管理）を1か月以上行うこと。
※天水による一時的な水張りではなく、用水による水張りを1か月以上行うこと。
- ② 連作障害による収量低下が発生していないこと。

確認方法

※現段階での確認方法となっており、今後多少の変更がある可能性があります。

★水稲の作付を行う場合

- ・農地ごとの作付予定及び現地確認希望時期を記載した営農計画書をご提出いただきますと、協議会職員が現地確認を行います。

★水稲の作付を行わない場合

- ・「水張り開始時」及び「水張り終了時」の2回協議会職員が現地確認を行います。水張り開始の1週間前を目安に「水張り計画書」をご提出ください。
- ・ご自身で「水張り計画書」及び「水張り報告書」を作成していただければ、協議会職員による現地確認は不要とさせていただきます。